

令和 2 年度 社会福祉法人 育心会 事業・支援報告

社会福祉法人 育心会は、障害者総合支援法に基づく事業として、

1. 生活介護事業
2. 施設入所支援事業
3. 短期入所事業
4. 就労継続支援B型事業
5. 共同生活援助事業

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援事業として

1. 指定特定相談支援事業
2. 指定障害児相談支援事業

社会福祉法に基づく事業として

1. 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

公益を目的とする事業として、

1. 一般乗用旅客自動車運送事業
2. 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業

上記事業の指定を受け、経営に当たりました。

現在は障害者総合支援法に基づく5事業と障害者総合支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援2事業と社会福祉法に基づく1事業と公益を目的とする2事業として経営に当たっています。

地域や利用者から選ばれる事業所となる為、利用者の安全面を第一に考慮し快適な日常生活が送られるよう、安心・安全・安定したサービス提供に努めました。

又、更に多種多様なニーズに答えられるサービス提供の体制強化に取り組むため、職員の意識改革や技術向上に努めました。

令和 2 年度 各事業報告

職員全員で統一したサービス提供を行うことを基本理念とし支援事業報告を致します。

- ・障害者支援施設 コスモス
 - － 生活介護・施設入所支援・短期入所・就労継続支援 B 型
 - － 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業
- ・グループホーム (A・B)
 - － 共同生活援助
- ・地域相談支援事業所 コスモス
 - － 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業
- ・くらしサポート事業
 - － 生計困難者に対する相談支援事業
- ・福祉タクシー
 - － 一般乗用旅客自動車運送事業

1) 生活介護事業報告

生活介護 (定員 65 名)

日中活動サービス事業

生活介護の利用者数は年度当初、62名でスタートしました。日中活動としての生活介護は、機能訓練・ほのぼの・美化・作業の4つの活動班に分かれて支援しています。年度末利用者数は61名です。あすなろ班(ふれあい班・ほのぼの班)は、生産活動班への参加が厳しい状況の利用者の方達で構成されています。施設内作業は美化班が担当し、施設内各所の清掃活動をして施設内の美化に努めています。チャレンジ班は生産活動部門(野菜・花・鶏)班で構成されています。生産活動利用者には利益が生じれば工賃として還元しなければなりません但今年度は還元ができませんでした。

アニマルセラピー(犬・猫・ヤギ・ウサギ・小鳥)を展開し、精神的な癒しへの取り組みも行っています。

入浴支援においては日中活動支援の一つとして、全員が入れるよう2槽で実施しています。

理学療法士1名の配置基準により、週1回の利用者のリハビリは安定したサービスとなっています。(対象利用者約13名。就労B型利用者含む。)

個別支援計画においては6ヶ月に一度のモニタリングを行い、支援計画を再度立て直し各支援市町への報告・提出を行っています。

支援計画はご家族等へ報告し、確認と承諾を頂いております。

生活の中での一番の良さは、居住空間が広がったので開放感を感じられることで、利用者間の情緒の安定に繋がっています。

その他日中活動報告

駄菓子販売・ふれあいショップ

駄菓子販売活動

月に1回職員会議の日の午後、利用者活動をクラブ活動より駄菓子販売へ変更し自分の好きは駄菓子等を選んで貰い支払いも各自で行うことにより選択ができる喜びと金銭管理の向上にを視野に入れた活動です。

ふれあいショップ（昭和の町）

週5日間（月・木 店休）市内「昭和の町」での販売活動を実施。生産活動班よりの生産物を中心に販売継続しました。

展開として、駄菓子販売を中心にした事業展開を行っています。またB型のパン・クッキー・綿菓子・つき餅等や農産物等をまじえて販売をしました。今年度コロナ禍により利用者の参加は休止し、職員のみで実施しました。

地域公益活動委員会による地域奉仕活動

障がいを持つ一人ひとりの一生が有意義になるよう、ノーマライゼーションの理念に沿い、障がいを持つ持たないに関わらずお互い助け合うシステム作りを行う。また、社会福祉法人としての使命・存在意義を意識し、地域福祉事業の主たる担い手として地域との繋がりを重視していくことを目的とし、平成27年度5月より、月1回の地域を選び、道路・公園及び公共的な場所を職員と利用者約毎回10名ほどで、ゴミ・空き缶等を歩きながらの美化に取り組む活動を実施しました。参加される利用者も有意義な時間を過ごす事も出来、楽しく参加を望んでいます。

2) 施設入所支援事業

居住系サービス事業。（定員70名）

施設での宿泊を利用するサービスです。

年度当初の利用者数は65名で、年度末の利用者数は64名でした。

入退所状況ですが、入所利用者は男子が1名の入所。

退所利用者は、男子1名、女子は1名（他施設への移行1名・病院死亡1名・自宅0名）です。計2名の退所です

3月末の総数は男子37名・女子27名の割合です。

現在の夜間体制は、夜勤者2名・宿直者1名の3名体制です。

又、安全面と安定した支援体制の構築のため男子職員の早番（5:30~14:30）と女子職員の早番（6:00~15:00）の勤務体制をしています。

夜間における非常事態や失禁等の介助及び病気・不安定時に対処出来るサービス・支援が出来ました。

3) 短期入所事業

短期入所 （定員2名）

短期入所は緊急時における施設利用のサービス事業です。

在宅の利用者が家庭の事情等により一定期間施設を利用出来る事業です。

短期利用者の定員は2名です。

令和2年度利用状況は、コロナにより男女総利用者数は4月2名、3月1名利用したのみです。総利用日数は、16日です。

4) 就労継続支援事業報告 (B型)

就労継続支援 (B型) 定員15名

今年度、就労継続支援B型事業は利用者10名(入所者3名・通所7名(GH内から5名と家庭から2名の通所者)に対し、サービス管理責任者1名、職業・生活支援員4名の体制で活動支援をスタートしました。

年度途中、令和元年2月より1名が日中活動サービスで生活介護への変更で退所、6月には家庭よりの通所者1名が体調不良のため退所となる。

事業では、主にパン・クッキー・餅の生産と販売活動を行ってきました。同時に、利用者に対しては労働に対する理解を深め、勤労意欲の高揚と社会性・自立性の向上に向けての支援を行いました。

クッキー作りを中心に指導訓練を行った結果、利用者自身で計量・成形・焼き・袋詰めまで習得出来る利用者がいます。

更なる向上を目指しパン作り教室を月一回行っております。

利用者には目標工賃を設定し、毎月の収益から余す事なく利用者へ個別の工賃を支給する事ができました。

利用者は毎日意欲的に参加していますので、皆勤した利用者には少額ですが皆勤手当を支給しています。日々の生産・販売面においては全員の協力のもと取り組んでいます。

販売先も販路拡大に取り組んでいます。

令和3年度においては令和2年度を上回る事業展開を図りたいと考えております。

施設自立支援推進委員会による料理教室の開催

平成26年10月より、利用者の自立支援の一貫として、地域社会への自立に向け市内食推協の方3名により、月1回B型就労の工房で料理教室を開催していましたが、昨年度の3月よりコロナ禍のため、月1回の料理教室は、全部中止になっています。

早くコロナ禍が終息し毎月1回のペースで料理教室が継続実施できることが利用者の自立への意識向上につながると考えています。

今後は、料理を作る事で、地域の独居老人への弁当の配達業務が出来る事を目指しています。

5) 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業

豊後高田市より障がい者緊急一時保護を目的とした事業展開の依頼がありました。

それに基づき、事業展開を致しました。

豊後高田市等より虐待を受けている可能性がある障がい者の緊急一時保護依頼を受けた際、当該自治体の実施要綱等に基づき委託事業として受託する事業です。

令和元年度は、障がい者の緊急一時保護依頼はありませんでした。

6) 共同生活援助事業報告

グループホーム コスモスA・B (定員 A・女子3名・B・男子6名)

コスモスAは2名の女子利用者が利用しております。コスモスBは男子利用者3名が利用しました。

日中活動は当法人の就労継続支援B型事業で活動しています。仕事に対する意欲もあり、送迎を利用して休むことなく活動出来ています。休日には、地域で生活する中で公衆道徳や公共マナーを学びつつ、社会の一員としての生活を実践し充実した毎日を送っています。

世話人さんの協力のもと、日常のほとんどの問題等は自分達で解決するようになり、楽

しく生活出来ています。

今後も楽しく安全に地域生活が送れるように支え、自己の確立と自立への意識向上をより一層高めてもらうための援助を行います。

7) 指定特定相談支援事業

地域相談支援事業所 コスモス

市よりの指定を受け、障がいのある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援をする事業です。当施設は、相談支援専門員1名が主に実務（計画作成）を行っています。

利用対象者の方は、コスモスの施設入所支援等を利用されている方が基本になります。サービス期間（障害者支援区分）の更新に伴い、モニタリング・サービス利用計画の作成を行い、各市町村への提出を行っています。また、支援が必要であると認められる場合には、適時、課題に対する支援に当たっています。

その他として、市町村、各関係機関からの依頼及び相談にて、地域の方（障害児を含む）の生活上の諸問題に対応し、定期的にケアマネジメント（例：小学校との調整、担当者会議を行い支援を入れていく等）を行っています。令和2年度は、地域の方、数名の相談も随時対処し、適切なサービス利用が支援できるように努めました。

8) 生計困難者に対して、その居住で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

大分県内の社会福祉法人が協働して社会貢献活動に取り組み、地域住民の抱える困難な福祉課題の解決などに向けた公益的な事業を行っています。当施設もその活動に継続して参加をしており、主に生計困難者等に対する相談支援事業に専門職のCSWを1名配置し活動を展開するなど、力を入れています。既存する社会保障制度ではカバーできない、制度のはざまにいる人たちの自立を支援する取り組みです。

CSW（コスモス）は、豊後高田市等と協力をし、困っている人の元を訪問して生活相談に乗り、緊急に必要と判断すれば、施設長の決裁を受け、1名につき10万円、期間としては最長で3カ月上限に食材などの物資を援助しています。令和2年度は、疾病、失業等により通常の生活を維持していくことがむずかしくなられた方など、2家族の方の生活経済支援を行いました。

9) 一般乗用旅客自動車運送事業報告 (福祉輸送限定)

福祉タクシー

九州運輸局の許可で一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）を行っております。事業基準は運転手は2種免許とヘルパー2級を取得している者が必要基準となっています。当事業所は3名の職員体制です。令和3年2月より、職員1名が増員され3名体制となりました。

車輦は車椅子の利用に対応出来るものです。大型車1台、軽自動車1台の計2台でフル稼働しています。

今年度は、利用対象者がコスモス利用者中心でしたが、今後は外部の高齢者や障害者も対象にし、経営規模の拡張を考えています。